

○国土交通省告示第三百九十二号（最終改正・・・令和三年国土交通省告示第三百二号）

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）第二十九条の二第六項の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋、大規模な地震に対する安全性を有する住宅用の家屋又は高齢者等が自立した日常生活を営むのに特に必要な構造及び設備の基準に適合する住宅用の家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準を次のように定めたので告示する。

平成二十四年三月三十一日

国土交通大臣 前田 武志

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第二十九条の二第八項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第三十八条の二第一項の規定の適用を受けようとする被災受贈者（同法第三十八条の二第二項第一号に規定する被災受贈者をいう。以下同じ。）が住宅用の家屋の新築をし、又は建築後使用されたことのない住宅用の家屋の取得をする場合 次に掲げるいずれかの基準

イ 評価方法基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号）第5の5の5―1(3)の等級4

の基準又は評価方法基準第5の5の5―2(3)の等級4若しくは等級5の基準に適合していること。

ロ 評価方法基準第5の1の1―1(3)の等級2若しくは等級3の基準又は評価方法基準第5の1の1―3(3)の免震建築物の基準に適合していること。

ハ 評価方法基準第5の9の9―1(3)の等級3、等級4又は等級5の基準に適合していること。

二 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第一項の規定の適用を受けようとする被災受贈者が建築後使用されたことのある住宅用の家屋の取得をする場合 次に掲げるいずれかの基準

イ 評価方法基準第5の5の5―1(4)の等級4の基準又は評価方法基準第5の5の5―2(4)の等級4若しくは等級5の基準に適合していること。

ロ 評価方法基準第5の1の1―1(4)の等級2若しくは等級3の基準又は評価方法基準第5の1の1―3(4)の免震建築物の基準に適合していること。

ハ 評価方法基準第5の9の9―1(4)の等級3、等級4又は等級5の基準に適合していること。

三 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第一項の規定の適用を受けようとする被災受贈者が住宅用の家屋について同条第二項第四号に規定する増改築等をする場合 前号イ、ロ又はハに掲げる基準

附 則

この告示の規定は、被災受贈者が平成二十四年一月一日以後に東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第二項第五号に規定する住宅取得等資金を贈与（贈与した者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により取得した場合について適用する。

附 則（平成二十七年国土交通省告示第四百八十九号）

（施行期日）

1 この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の平成二十四年国土交通省告示第三百九十二号の規定（第一号イ及び第二号イを除く。）は、被災受贈者（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第三十八条の二第二項第一号に規定する被災受贈者をいう。次項において同じ。）が平成二十七年一月一日以後に住宅取得等資金（同項第五号に規定する住宅取得等資金をいう。次項において同じ。）を贈与（贈与した者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。次項において同じ。）により取得した場合について適用する。

3 この告示による改正後の平成二十四年国土交通省告示第三百九十二号の規定（第一号イ及び第二号イに限る。）は、被災受贈者が平成二十七年一月一日以後に住宅取得等資金を贈与により取得し

た場合であつて、かつ、平成二十七年四月一日以後に平成二十四年国土交通省告示第三百九十三号別表の住宅性能証明書若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第三条第一項に規定する設計住宅性能評価又は平成二十四年国土交通省告示第三百九十四号別表の増改築等工事証明書の申請があつた場合について適用する。

4 この告示の施行前に平成二十四年国土交通省告示第三百九十三号別表の住宅性能証明書若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第三条第一項に規定する設計住宅性能評価又は平成二十四年国土交通省告示第三百九十四号別表の増改築等工事証明書の申請があつた場合におけるこの告示による改正前の平成二十四年国土交通省告示第三百九十二号（第一号イ又は第二号イに掲げる基準に係るものに限る。）の適用については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成二十八年国土交通省告示第五百九十八号）

（施行期日）

1 この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の平成二十四年国土交通省告示第三百九十二号の規定は、被災受贈者（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第三十八条の二第二項第一号に規定する被災受贈者をいう。）が平成二十八年一月一日以後に住

宅取得等資金（同項第五号に規定する住宅取得等資金をいう。）を贈与（贈与した者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により取得した場合であつて、かつ、平成二十八年四月一日以後に平成二十四年国土交通省告示第三百九十三号別表の住宅性能証明書若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第五条第一項に規定する建設住宅性能評価又は平成二十四年国土交通省告示第三百九十四号別表の増改築等工事証明書の申請があつた場合について適用する。

3 この告示の施行前に平成二十四年国土交通省告示第三百九十三号別表の住宅性能証明書又は平成二十四年国土交通省告示第三百九十四号別表の増改築等工事証明書の申請があつた場合におけるこの告示による改正前の平成二十四年国土交通省告示第三百九十二号の適用については、なお従前の例によることができる。

附 則（令和三年国土交通省告示第三百二号）

この告示は、令和三年四月一日から施行する。